

複合市民施設に関する調査特別委員会記録

令和6年4月26日（金）午後1時32分～午後2時38分（908会議室）

○出席委員（11名）

委員長	小松 良行	副委員長	佐原 真紀
委員	浦野洋太郎	委員	佐藤 勢
委員	根本 雅昭	委員	二階堂利枝
委員	後藤 善次	委員	沢井 和宏
委員	川又 康彦	委員	村山 国子
委員	真田 広志		

○欠席委員（なし）

○市長等部局出席者（財務部、教育委員会）

財務部長	松田 和士
財務部次長（財務担当）兼財産マネジメント推進室長	後藤 孝信
管財課長	高田 豊一
管財課課長補佐兼管理係長	丹治 洋行
管財課複合市民施設係長	鈴木 耕
管財課複合市民施設係主査	安田 由幸
公共建築課長	菅野 禎弘
公共建築課建築係長	今野 泰敬
公共建築課設備係長	清野 隆司
生涯学習課長	遠藤 彰
生涯学習課庶務係長	鈴木 祐矢
中央学習センター館長	加藤 享司

○議題

- 1 当局説明について
- 2 当局説明
- 3 当局説明の意見開陳
- 4 その他

午後1時32分 開 議

(小松良行委員長) ただいまから複合市民施設に関する調査特別委員会を開会いたします。

初めに、当局説明についてを議題といたします。

正副委員長手元で当局説明の案を作成いたしましたので、ご覧ください。

このような内容で当局説明を行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) では、そのようにさせていただきます。

当局入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時33分 休 憩

午後1時35分 再 開

(小松良行委員長) 委員会を再開いたします。

まず、ご挨拶させていただきます。本日は、業務多忙なところ、当特別委員会の調査にご協力いただき、誠にありがとうございます。当局の皆さんに対しまして心から感謝と御礼を申し上げます。

なお、本日議題となっておりますのは、仮称市民センターの管理運営等についてであります。

では、早速当局からのご説明をお願いいたします。

(財務部長) 仮称市民センターにつきまして、委員の皆様方におかれましてはこれまで様々のご検討、ご提案を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日は、仮称市民センターの管理運営などに関し、現在の検討状況についてご説明を申し上げ、ご意見を頂戴したいと考えております。

詳細につきましては、事前にお送りしております資料に基づき、財務部次長よりご説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

(財務部次長(財務担当)兼財産マネジメント推進室長) それでは、私のほうから仮称市民センターの管理運営等につきまして、現時点でまとめた案について、委員会資料に沿って説明をさせていただきますと思います。

なお、本日ご説明させていただく内容につきましては、2月14日の特別委員会の際に検討中としていた内容を中心に整理をさせていただいた内容となっております。細かい部分につきましては、引き続き調整中の部分もございます。本日委員の皆様からご意見をいただきまして、さらに内容のほうを詰めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、2ページをご覧くださいと思います。本日ご説明をさせていただきます内容の目次になってございます。1、施設利用に係る基本的な考え方についてから6、連絡通路設置工事についてまで記載の内容についてご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、3ページをお願いいたします。初めに、1、施設利用に係る基本的な考え方についてでございます。現在、教育委員会のほうにおきまして、利用しやすく公平な学習センターに向けて、施設の利用機会や申請方法等の適正化を図るため、施設の利用申込方法などの見直しを行っているところでございます。仮称市民センターにおきましても、それらとのバランスを図った利用、予約方法について検討を行いましたので、案としてお示しをさせていただきたいと思っております。

4ページをお願いいたします。2の予約方法の案についてでございます。仮称市民センターにつきましては複合施設でございますので、既存施設の利用者の皆様を含め、様々な利用者の皆様に適切な利用機会を提供できるようにしたいというふうに考えております。また、申込みにつきましても、利便性を高めるため、これまでの窓口での申込みに加えてオンラインによる申請や決済も可能とするものでございます。

具体的には、1つ目といたしまして、予約開始時における利用枠の設定でございます。これまで市民会館や敬老センターをご利用していただいた方、また新たな利用者の方などのための一般利用枠、あと学習センター登録団体専用の登録団体枠、この2つの枠を設けて、それぞれに予約可能な部屋をあらかじめ設定することにより、それぞれの利用者が一定の部屋数を確保できるようにしたいというふうに考えてございます。なお、それぞれの部屋数につきましては現在調整中でございます。

2つ目は、このようにしましてそれぞれの枠の予約が確定後に、なお空いている部屋があれば、それぞれの枠の利用対象者についてはどなたでも申込順に随時予約が可能としたいというふうに考えております。

予約の具体的なイメージにつきましては、5ページのほうにイメージ図を示しておりまして、あと6ページのほうには条件等を記載してございますが、まず5ページのほうをご覧くださいと思います。こちらが予約のイメージになります。仮に6月10日に施設を利用したいといった場合のイメージになります。まずは、左上の①、一般利用枠の部分をご覧くださいと思います。一般の利用者につきましては、利用の前々月、4月1日から10日の間に予約の受付を行っていただくようになります。その際、申込みが多くて予約が重複した場合には、4月11日にシステムによる抽せんを行いまして、その結果が利用者の方にメールで通知されるようになります。予約が重複しなかった場合や、抽せんの結果、当選となった方には、翌12日以降、4月中に使用料の納付手続きを行っていただきまして、予約が確定という形になります。

次に、左下の②、登録団体利用枠についてであります。こちらは学習センターの登録団体の専用枠になりますが、定期利用などの先行申請を希望する団体につきましては、同じく4月1日から10日の間に利用の申請をしていただくようになります。仮に申込みが多く、重複した場合には、こちらは抽せんではなくて、中央学習センターにおいて調整を図りまして、4月11日に予約を確定いたします。なお、6ページのほうにも記載しておりますが、この枠での予約については週1件までという形になります。

このようにしまして4月中に一般利用枠及び登録団体利用枠の利用者を確定いたしますが、予約が入らなかったお部屋につきましては、5ページの右側になります。5月1日以降、③の枠制限なしの期間におきまして随時申込順で予約をすることができるようになるという形になります。なお、6ページご覧いただきたいのですが、6ページの③のところに記載しておりますが、中央学習センターの登録団体利用枠で予約できるのは基本週1件となりますが、それ以上の予約をしたい場合には、この枠制限なしの期間に追加の利用申請をしていただくことが可能となります。ただし、予約の上限については合計で週2件までという形になります。以上が市民センターの予約方法案でございます。

次に、7ページご覧いただきたいと思います。3、施設及び駐車場の使用料案についてであります。まず、(1)、使用料算定の考え方についてであります。こちらにつきましては2月14日の特別委員会の際にお示しをしたとおりの内容でございます。記載の3つの考え方を基本としまして使用料のほうを検討したところでございます。

8ページをお願いいたします。具体的な各部屋の使用料案であります。施設の光熱水費や保守、貸し館に係る人件費などを試算しましたランニングコストから算定されます部屋の使用料につきましては、1平方メートル、1時間当たり8から9円となります。この金額をベースに、部屋の面積を基に使用料のほうを計算いたしますと、1回、3時間当たりの使用料としまして、例えばスクール形式で150人程度の収容が可能な大ホールで8,600円程度を想定してございます。面積や時間などの条件を合わせて比較した場合、市民会館第2ホールは9,600円程度となりますので、少し安いぐらいの料金という形になります。また、204講義室につきましては、約50平方メートル、24名収容できる中程度の大きさの講義室であります。使用料については1,300円程度を想定してございます。同条件で比較しますと、市民会館の404号室などが約1,100円でございますので、おおむね同程度となります。また、調理室兼講義室につきましては1,800円程度を想定してございますが、同じく同条件下で市民会館の調理室が約1,700円でございますので、こちらも同程度という形になります。

なお、下の米印のほうに記載いたしました。冷暖房使用料につきましては部屋の使用料に含むこととしまして、営利目的、入場料を徴収する場合につきましては3倍の使用料としたいというふうに考えてございます。

次に、9ページをお願いいたします。こちらは、附属設備の使用料案となっております。附属設備につきましては、その設備の概算の取得金額や耐用年数などから使用料を算定しておりまして、放送設備等、視聴覚機器、調理室の調理台などを想定してございます。使用料の例を記載しておりますが、放送設備に関しましては、大ホール、小ホール、講義室等では設備の内容が違いますことから、大ホールでは1,500円程度、講義室では600円程度と考えてございます。放送設備に関しましては、市民会館の第1ホールで同じ時間ですと1,500円となりますので、同程度の金額となります。また、調理室の調理台につきましては、1台当たり400円程度で、オープンレンジやその他調理器具等も含めた金額として想定してございます。なお、市民会館の場合は調理台1台200円となっておりますが、電子レ

ンジについては別途1,000円加算という形になっております。

次に、10ページをお願いいたします。駐車場の使用料案についてでございます。2月14日の特別委員会の際にお示ししましたとおり、施設の開館時間とその前後の時間帯ということで、午前8時から午後9時半までにつきましては、入庫後3時間は無料としたいと考えておりますが、基本的な使用料につきましては、現行のコラッセふくしまと古関裕而記念館の駐車場と同様、30分100円としたいというふうに考えております。

次に、11ページをお願いいたします。4の使用料減免の取扱案についてでございます。使用料が減免となるケースにつきましては、記載をいたしましたとおり、市が主催として利用する場合や市の共催、後援の場合につきましては、全額免除や減額をしたいというふうに考えております。また、中央学習センターの登録団体や町内会などの公的団体、障害者団体等が利用する場合につきましては、全額免除を適用したいというふうに考えております。

次に、12ページをお願いいたします。中央学習センターの登録団体に対する免除についてですが、先ほども若干ご説明させていただいた部分になりますが、基本的には各地区の学習センターと同様の取扱いというふうに考えております。多くの利用者の方に施設をご利用いただく機会を設けるなどのバランスを考慮しまして、使用料の免除につきましては週2件を上限としたいというふうに考えています。

また、②のほうに記載しておりますが、中央学習センターの登録団体が市民センター以外の学習センターを利用する場合、また逆に中央以外の登録団体が市民センターを利用する場合につきましては、原則は有料としたいと考えております。

ただし、①と②の下にそれぞれ米印で記載をしておりますとおり、免除の取扱いにつきましては、それぞれ個別の状況に応じまして、教育委員会の判断により柔軟な対応をしてみたいというふうに考えております。

続きまして、13ページをお願いいたします。5の市民広場とエントランスホールの取扱い案についてでございます。複合棟につきましては、仮称市民センターのほか、議事堂や庁舎部分を含む複合施設という特殊性もございますので、オープンスペースであります市民広場や1階のエントランスホールに関しましては、公の施設としての取扱いはせず、庁舎として位置づけたいというふうに考えております。その上で、市民の方が利用する場合には、できるだけ利用しやすいように管理規程を策定するとともに、使用料につきましては行政財産使用料条例を基に別途算定したいというふうに考えております。

次に、14ページをご覧くださいと思います。最後に、庁舎棟と複合棟をつなぐ連絡通路の設置工事についてご説明をさせていただきます。前回、3月14日の特別委員会の際に口頭で説明をさせていただきました連絡通路工事と、それに伴う市道浜田町一春日町線の通行止めについてでございますが、現在工事中につきまして、市議会の皆様には大変ご不便をおかけしているところでございます。改め

てご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

15ページご覧いただきたいと思いますが、工事の工程についてでございます。4月15日より連絡通路工事を行っておりまして、9月の中旬頃までかかるものと見込んでおります。その間、工事の安全対策のため、表に記載のとおり、当初から70日間程度は連絡通路の鉄骨工事等を行いますため、自動車、歩行者、自転車につきましては終日通行不可という形になります。その後、連絡通路の屋根や外壁等の工事期間、60日間程度、緑の部分になりますが、そちらは道路の幅員を減少して、自動車のみ通行可能となりますが、自転車と歩行者については引き続き通行することができないという形になります。その後、最後の30日間につきましては、2階の軒天等の工事によりまして車道の高さが確保できませんので、再度自動車も通行止めとして工事のほうを仕上げてまいりたいというふうに考えております。以上のとおり、自動車につきましては合計で100日程度、自転車、歩行者につきましては160日程度の通行止めが発生いたします。あわせて、本庁舎西側の通用口につきましても工事期間の160日程度、終日利用できなくなります。市議会の皆様にも大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

資料の説明につきましては以上となりますが、今後のスケジュールといたしまして、5月9日木曜日に仮称市民センター建設市民懇談会を開催する予定でございます。今回お示しさせていただいた内容を懇談会のほうにおきましてもお示しをして、ご意見を頂戴する予定となっております。

説明については以上でございます。

(小松良行委員長) それでは、質疑に移ります。ご意見のある方はお述べください。

(村山国子委員) 12ページなのですが、①なのですが、使用料の免除が週2回ということで、5週あるときには8回、9回とか、10回まではいくかどうか分からないのですが、月9回までは免除になるというふうに理解してよろしいでしょうか。

(生涯学習課長) おっしゃるとおりでございます。

(村山国子委員) あと、②なのですが、現在だと1つの学習センターに登録していると、どこかの学習センターに行っても無料になっているのです。今度はほかの学習センターで利用団体の登録をした場合、この市民センターでなくてほかに、例えば杉妻の蓬萊に行っても有料になるということになるのですか。

(生涯学習課長) 原則有料としておりますが、例えばの話、登録している学習センターで使いたい日の使いたい時間に部屋が空いていない場合、やむを得ずほかの学習センター使いたいというような場合については免除というふうに考えております。

(村山国子委員) ①と②の米のところを具体的にちょっと教えていただきたいなと思ったのですが。

(生涯学習課長) ①の米につきましては、集中的に活動する必要がある場合などというところですが、例えば学習センターですと文化祭の発表とか作品の制作などで週に2件で足らず使いたい場合ございますので、そういったときにつきましては、ご相談いただければ週2件以上免除としてご利用いただ

くようなことも検討しております。

あと、②につきましては、今申し上げたような例で免除等を考えたいと思っております。

(村山国子委員) 手続きについては、例えば言ったときに許可が下りるまで何日かかかるのかという、そういう使えるのか使えないのかって心配するようなことはなく、申し込んだ時点ですぐに減免になりますよって、そういうふうになるのですか。使えますよとか。

(生涯学習課長) システムについてこれから入れるという形で、決まっていない部分も多くございますが、なるべく速やかに判断できるようにしたいというふうに考えております。

(沢井和宏委員) ①の一般利用者というのがちょっと分かりにくいのかなという気がするのですが、これは今までの市民会館を利用している、市民会館の利用の登録している人とか、そういうわけではないのですね。今まで全て市民会館を利用した人の枠なのか、①と③の枠制限なしというその区別が何となく分かりづらいような気がするのですが、そこをお願いします。

(小松良行委員長) 11ページ。

(沢井和宏委員) 5 ページです。5 ページ、6 ページの1と3の違いというか、そこら辺ちょっと。

(管財課複合市民施設係長) おっしゃられるとおり、①の一般利用枠につきましては、これまで既存施設である市民会館については団体登録という制度がないので、どなたでもお申込みすればご利用できるという状況でしたので、そうした方々のご利用ですとか、新たに今まで市民会館などを使っていなかった方もお申込みしたいときには①の期間に申し込むという形になります。この①と③の違いにつきましては、単純に期間の違いというか、③については①と②で予約が埋まらなかった部屋を優先的に早い者勝ちというか、申込順で予約できるという形になりますが、その前段として①の期間に①の枠で定められた部屋を申込みして、重複すれば抽せんになるというような、そうした優先的に予約の申込みができるという期間が①というような認識でございます。

(沢井和宏委員) ということは、一般利用枠というのは全ての人が対象ということで、たまたま期日が遅くなったとか、新たにもう少し別な、時期がずれたとか、そういうのが③で新たに空いていれば借りられるという枠と考えていいのですね。特別な一般枠という決められたものがあるのかなということだったのですけれども、そうではなくてフリーということによろしいのですね。

(管財課複合市民施設係長) 委員おっしゃるとおりです。

(村山国子委員) 4 ページだったのですが、一般の利用枠と中央学習センターの登録団体の利用枠を部屋数は調整中ということだったのですが、中央学習センターの利用団体の数とか、あと市民会館のこれまで使っていた部屋に対する数とか、そういうのをいろいろ勘案すると、大体目安としては何対何ぐらいで考えているのですか。

(管財課長) そこは部屋数が今の市民会館と中央学習センターを複合化しておりますが、そこは今後同じく部屋面積を準備しているわけではありませんので、今現在の稼働率等もございますので、その辺りも踏まえながら、実際必要な部屋数、お互いやはり使いやすいような割り振りを今後調整させて

いただきたいと考えております。

(村山国子委員) 何か結構争奪戦になるのではないかなんて思うところなのですが、今までの学習センターの数、市民会館も結構部屋数が多いというのを考えると、今大きな施設、例えば7月から文化センターが駄目になるとか、教育会館も駄目になるとかで使うところがなくて、またここもそういうことになってしまうのかなんて思うのですが、その予測というか、そういうのはどうですか。

(管財課長) その辺りはほかの代替施設等の状況もあるかと思うのですが、あと現在それぞれ部屋数を同じ数を準備しているわけではありませんので、その辺りは公平な抽せん、一般の枠であればオンライン予約を入れながらそういったところで公平な予約を行ったり、あとは登録団体については先行予約など、そういったそれぞれのどちら、どの程度が、実際利用状況が始まってみないと分からないところもございますので、その辺りは最初決めた数で決めるわけではなくて、その辺の申込み状況も見ながら、その辺りは柔軟に対応できる部分かと思っておりますけれども、あと逆に埋まって、平日の日中と、あと土日、閉庁時間とで部屋数もまた違いますので、その辺りそういった利用しやすい時間帯なんかも利用いただくようなことも一つの方法かとは存じますので、そういったいろいろな方法でご利用いただければと考えてございます。

(村山国子委員) すみません、もう一つ。平日は役所の皆さんが使う、土日は開放するという階が1つありますね。そこもやっぱり一般と学習センターの利用団体枠に、そういうふうに分ける感じなのですか。

(管財課長) 3階部分、閉庁時間というふうに割り振りするかというところがございますが、どの部屋をどういうふうに割り振るかというのは、まだちょっとそこ今お答えできる段階ではありませんので、その辺りも踏まえて一般の利用枠と中央学習センターの登録団体の枠と割り振りたい、調整したいと思います。

(二階堂利枝委員) 8ページなのですが、米印の営利目的、入場料徴収の場合には記載の3倍であるのですが、この3倍を営利目的で3倍払った場合でもこの減免はあるのですか。11ページの減免であるのですが、1、2、3とか、後援により使用する場合とか、4分の1とかであるのですが。

(管財課複合市民施設係長) おっしゃるとおり、減免のケースにつきましては、例えば学習センターの登録団体利用ですとか、そうした団体の利用自体が営利を目的とする活動をおそらく前提としていない。あとは①、②、③も同じように例えば企業ですとかどなたかの営利を目的として行うような行事については、基本的には減免の対象に当たらないものではないかというふうな想定をしておりますので、基本的には減免して営利を目的で利用するというのはないのかなというふうに考えております。

(二階堂利枝委員) 例えば何とかの講習会みたいな講師を呼んで、ちょっと入場料1,000円みたいなのもあったりするではないですか。何か勉強会みたいな。そういったものも営利になるのですか。

(生涯学習課長) 学習センター利用の場合でも通常登録団体全額免除という形になりますけれども、

中には例えば劇団なんかを呼んできて入場料をいただくような場合については、免除ではなくて、通常の使用料の３倍という形で料金のほうをいただいているケースもございます。

（二階堂利枝委員）そうしたら、例えばこの登録団体さんでも、今までは無料の集まりをやっていたけれども、今回は講師を呼んで1,000円いただきますというときは３倍になってしまうということですか。

（生涯学習課長）学習センターの登録団体であっても、そういう形で入場料を徴収する場合は３倍の料金となります。それは今の学習センターの条例の中でも同様でございます。

（川又康彦委員）関連ですけれども、今質問したのは11ページの市の後援もしくは主催もしくは共催、この場合もそうなのかということなのではないかと思うのですけれども、この場合も同様なのですか。つまり使用料で、入場で、市の市有施設だと、学習センターは別だと思いますけれども、その場合だと減免になっている場合もあるのではないかなと思うのですけれども、今回の市民センターという部分が、ちょっと後でお伺いしようと思ったのですけれども、どこの条例の管轄のエリアになるのかにもよって変わってくるのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがな感じなのでしょう。

（管財課長）今ご質問あった②、③の場合で、営利目的で３倍になった場合の減額の取扱いの運営については、ほかの施設の状況等も踏まえて、どういったケースどのような取扱いしているかちょっと確認をさせていただいて、そのような確認してから取扱いを決めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（財務部長）大変恐縮なのですけれども、川又委員の想定されている事例はどのようなものでしょうか。調べるにあたって参考にしたいと思いますので、ぜひ教えていただきたいのですが。

（川又康彦委員）パルセいいざか等で開く際に減免事項とかというのはあるかと思うのですけれども、その辺についてちょっと、私のほうでも今口頭で申し上げている段階なので、そこを一つの事例として、も含めていろいろ検討していただければと。あとは、福島市でいうと、テルサとかあの辺あたりがそれに近いものが該当する可能性があるのかなという。

（財務部長）例えばこんな会合なんて教えていただけると。

（川又康彦委員）そこまではちょっと。

（財務部長）あくまで想定。

（川又康彦委員）想定です。

（村山国子委員）蓬萊で九条の会で前川さんと呼んで、謝礼をしなくてはいけないということで500円の会費を取って、チケット代ということで取って、それで学習センターの多目的ホールでやったことがあると思うのです。結構そういう勉強会、学習会とかってやっているのですが、講師に謝礼やらなくてはいけないということで500円ぐらい取っているのです。なので、そのときどうだったかは分からないのですけれども、だからそういう事例はあると思います。九条の会は利用団体になっていますので、そこを調べてもらえば。

(生涯学習課長) 例えば登録団体の毎月の会費として、例えばですけれども、500円徴収しているというのは、それは当然会の運営の中のものでありますので、3倍には当たらない形です。ただ、その講演会のために別途500円を徴収するというふうな状況であれば、3倍というふうになってきます。

(村山国子委員) それで、この1、2、3で多分そのやったときに、市や教育委員会の共催か後援を取ったと思うのです。そうした場合、減免になるのですかって、そういう意味だと思うのですけれども。

(小松良行委員長) 今後いろいろと調査したり、検討する中で、また機会を設けて協議させていただければと思います。

(後藤善次委員) 今のお話があった市民会館の事例、要するに有料化して3倍を支払うという件数って結構あるのですか。

(管財課複合市民施設係長) 市民会館につきましては、現状営利目的の利用が認められていない施設になりますので、入場料を聴取したりとか、そうしたことでの部屋の利用というのはできないような状況になります。

(後藤善次委員) 中央学習センターはどのようなのですか。結構あるものなのですか。

(中央学習センター館長) 中央学習センター、施設自体が現在古いということもありますが、私の知っている限りでは営利目的で使うという事例はございません。

(後藤善次委員) 今後建物が新しくなって、営利目的で使われる可能性というのはどのように考えているのですか。増えてくるであろう。

(管財課長) 営利目的でどの程度お使いいただくかというのは実際オープンしてからだとは思いますが、すけれども、こちらとすれば、複合的な機能を持つ施設ですので、対応等で利活用できるように運営していきたいと考えてございます。あと、営利目的でちょっと思いつくのはアオウゼだったりとか、公の施設、そういったところとかいろいろございますので、その辺りの稼働状況なども見ながら考えたいと思っております。

(村山国子委員) さっき川又委員がちょっと言って、そのままになってしまったのですけれども、今度は中央学習センターと、あと市民会館の機能が入るということで、生涯学習センターの条例によって学習センターのいろんな減免とか、そういうのが決められていると思うのですが、これまでは市民会館条例があったと思うのですが、今度は何が根拠になるのですか。中央学習センター以外の新しく条例をつくるということなのですか。

(管財課複合市民施設係長) おっしゃるとおり、施設の設置条例を別に定めまして、そちらで減免等については規定したいと考えておりまして、なお学習センターの登録団体に対する減免に関しましては、学習センター条例の減免の条項を適用するような形で、学習センターの減免と同じような取扱いをしたいというふうに考えてございます。

(村山国子委員) そうすると、市民会館も廃止になるので、新しい別な名称で条例をつくって、一般

利用に関しては規定を設けるという意味なのですか。

(管財課複合市民施設係長) 委員おっしゃるとおりです。

(浦野洋太郎委員) さっきの駐車場の使用料なのですけども、2月のときにご説明をいただいたので、重複して確認ですと恐縮なのですけども、もう一度教えてください。10ページのところで施設利用者は利用時間が3時間を超えた場合、その分の使用料の免除を受けることができるということで、たしか2月のときも目的外利用を防ぐためにということで、窓口で申請するのですたっけ、3時間を超えた場合というのは。どうだったのかなとちょっと忘れてしましまして。

(管財課複合市民施設係長) 具体的に庁内で3時間を超えたのをどうやって例えば証明するかとか、あと窓口でどういうふうに無料の処理をできるものを発行するかというのは、今後ちょっと調整をさせていただくような形になるかと思いますが、主に学習センター利用者がおそらく3時間を超える場合が多いのかなと思いますので、その辺スムーズに対応できるように今後検討していきたいと思ます。

(川又康彦委員) 条例の件は村山委員におたのしいいただきましたので、8ページにある各部屋の使用料の算定根拠として、ランニングコストから算定される部屋の使用料分ということで、平米当たり1時間8円から9円ということでお示しいただいているのですけれども、こちらの市民センター等のほうの延べ床が9,200平米ぐらいということで、ざっと何となく計算すると2,000平米ぐらいが該当するのかなという計算なのですけども、年間で大体2,000万円ぐらいになるのかなというふうに思ったのですが、この辺の算定でどれぐらいが、前の2月でやったときは稼働率100%という形で算定しますという示しだったのですが、金額としてはどれぐらいを想定しているのでしょうか、ランニングコストとして使用料が賄う分というのは。

(管財課複合市民施設係長) 使用料の算定につきましては、先ほどご説明で申し上げたとおり、人件費ですとか維持管理費用という形で算定をしております、複合棟全部の建物が算定対象ではなく、いわゆる市民の方にご利用いただく部分ですとか、3階であれば庁舎としての利用時間を除いたもので計算しております、想定ですけども、トータルのフルコストの費用としては5,500万円ぐらいということになります。

(川又康彦委員) かかるコストではなくて、部屋の使用料から算定される部分がどれぐらいになっているのですかという質問なのですけども。

(管財課複合市民施設係長) 今ほど算定した5,500万円のフルコストを使える時間で割り返した金額が使用料設定という形になっていますので、利用可能時間と面積で割り返して算定しておりますので、おおむねそのぐらいの金額に近い金額にしています。

(川又康彦委員) 計算した結果が5,500万円ぐらいになるのではないかと。

(管財課複合市民施設係長) フルに使った場合には5,500万円が賄えるような計算という形になります。

(川又康彦委員) 私さっきちょっとざっと概算でと言いましたが、例えば2,000平米だとすると1時間8から9円で、8円だったとして、1日1時間当たり1万6,000円ぐらいになっている。5時間使って1日8万円、250日だと2,000万円というざっとした計算なのですけれども、面積も大まかですし、利用時間も5時間ということで限定しているので、2,000万円ぐらい。大分乖離があると感じるのですけれども、その辺はどういうふうに考えて計算、もともと多分計算されているのではないかと思うのですけれども、それはなかなか出てこないのですか。

(管財課複合市民施設係長) 今ほどおっしゃられたいわゆる建物のコストを出す面積につきましては、4,000平米弱というふうに見ております。その中でいわゆる貸室の面積と共用の面積がございますので、貸室の面積の合計がおよそ1,700平米ぐらいですので、1,700平米で費用を割り返していくというような計算になります。

(後藤善次委員) ちょっと曖昧な話で申し訳ないのですが、この使用料あるいは予約方法関係で既存の団体の方からいろいろご意見が出ていたとお伺いしたのですけれども、その内容についてはご理解されているのですか。

(生涯学習課長) 後藤委員がおっしゃったご意見等につきましては、今年の1月に各学習センターに、学習センターに登録している団体の利用団体連絡協議会という名称の団体が、登録団体で構成されている団体があるのですけれども、その役員さん宛てにアンケートを送付させていただいて、そのときに生涯学習課のほうで案としてたたき台を提示した状況なのですけれども、そのときにいろんなご意見いただきまして、そういったものを踏まえまして今回このような案をお示しさせていただきました。あわせて、今各地区の学習センターで地区の説明会というものを開催させていただいております。その中で利用団体の方々に1月のたたき台とは大幅に変わった形で、今の学習センターの利用に近い形でシステムのほうを導入させていただくということで説明をさせていただいている状況でございます。4月12日から始まりまして、最後が信夫地区、5月11日の予定というふうになっております。

(後藤善次委員) 要するにそのときに出されたご意見も参考にしながら、皆さんにご納得いただけるような方向性で今日お聞かせいただいていると、そういうことですね。

(生涯学習課長) 学習センターの利用に関してはそのような形で、中央も含めてですけれども、ご理解いただけるような形に、現在の学習センターの利用申請方法に近い形でつくってきた内容でございます。

(村山国子委員) 先ほどの川又委員のやり取りだったのですけれども、4,000平米あるうち貸室が1,700平米ということだったのですが、学習センターの減免で無料にされていればお金の収入はないということなのですが、それも含まれての数字になっているのですか。

(管財課複合市民施設係長) 減免に関しましてはいわゆる費用の算定の中に含めずに、全て使用料を徴収したとみなしての計算ということになります。

(村山国子委員) 令和4年度の決算で市民会館の使用料というのが644万円ぐらいしかないのです。そうすると、川又さんが言っていた実際に見込みとしてはどれぐらいを考えているのですか。

(管財課複合市民施設係長) 市民会館に関しましては、大分市の公用利用というのも多い状況でありまして、その分費用の収入が非常に低いというような施設の特徴がございますが、複合市民施設に関しましては、正直その辺の割合がどのぐらいかというのが何とも現時点で想定が難しいかなというところがございます。ただ、基本的には3階部分で市役所のこれまで市民会館で担ってきた部分は賄えるのかなと思いますので。そのぐらいしか申し上げられなくて。

(村山国子委員) わかりました。

(沢井和宏委員) 予約について先ほどは各学習センターで説明会を行っているという話だったのですが、予約は2か月前から予約できる想定ですので、いつから予約を受け付けるのかというのと、あと予約を何日から受け付けますよという告知をどの段階で市民の皆さんにお知らせする予定なのかお聞かせください。

(生涯学習課長) 予約につきましては、先ほど資料の5ページにありますように、例えばここでは6月分の申請をしたいということで、6月10日に利用する場合というふうに記載がございますが、前々月の1日から10日ということで、4月1日から10日の間に申込みを受け付けるという形になります。適用されるのが、これは市民センター、令和7年の3月から供用開始という予定でございますので、3月分を申し込むとなれば1月1日、1日から3日は予定としては休みとなっておりますので、1月4日から受付を予定しております。

(村山国子委員) 紙の申請も可能だということで、例えばネットだと勝手に集計してくれると思うのですが、紙で申請した分というのはすごく判断しにくいような気がするのですが、そういう特別なシステムをつくって、それを入力して判断するみたいな、そういうふうになるのですか。AIが判断するとか。

(生涯学習課長) 学習センターの部分に関して申し上げますと、紙の申請に加えてオンラインで申請ができるという形になりますけれども、それぞれの学習センターであらかじめその利用団体の中で話し合いなり、それぞれの学習センターでやり方違うのですけれども、そこで決まった部屋の割当てをオンライン上に反映させるという形なので、基本的には重複はしないというふうに考えております。

(真田広志委員) 使用料の話出ていますけれども、他自治体なんかの例なんか見ても、例えば夜間や土日とかは比較的利用率が高い。その辺稼働率なんかを全体に高めるためにもということで、土日、夜間に関しては使用料を比較的高く設定したりとか、民間との協働とか、いろんなことの方からそういった考えを取り入れている施設って多くなってきているのですけれども、その辺はどういうふうに考えていますか。

(管財課長) 今真田委員おっしゃるように、自治体によっては時間帯だったり、そういったところで使用料を変えているような自治体の例も承知しておりますが、今回の市民センターにおきましては時

間帯によつての差というか、そういったのを設けずに運営をさせていただきたいなどは考えてございます。

(真田広志委員) その辺考えていってもいいのかなという感じがしていますけれども。

それから、公的団体が使用する場合、全額免除って、これどこまでの範囲が適用されるのですか。

(生涯学習課長) 学習センターで通常定期的に利用しているような趣味の団体ではなくて、例えば町内会とか、あとはその地域で組織しているような団体というのを想定しておりますが、具体的には今検討中でございます。

(真田広志委員) 例えば中央学習センターという考えであれば、中央地区の町会、それから例えば体協だったり、社会福祉協議会、青少年健全育成会とか、その辺りも含まれるということによろしいですか。

(生涯学習課長) その辺のところも想定して検討しております。

(川又康彦委員) 予約システムの該当施設、市民センターの1階、2階の部分と、あと市役所との共用部分というか、その部分もあるかと思うのですけれども、市役所との共用部分についてもこの中に、時間はどういうふうにやるのか、夜だけとか、そういう感じなのか、そこも入ってくるという形で考えていいのですか、それともそこは別枠になるのですか。

(管財課複合市民施設係長) 平日の夜間と休日につきましては、1、2階と同じように公の施設という形になりまして、同じようにシステムの中に入れてご予約をいただくような想定をして、そのほうがおそらく利便性が高いかなと思いますので、そうした形で時間帯を限定して予約システムに入れたいと考えております。

(川又康彦委員) これからの部分もあるのでしょうかけれども、要望として、確かにそのとおりで、こちらのほうが明らかに利便性は高いので、ぜひそういうふうになるように頑張ってくださいと思います。これは要望としてお伝えします。

(村山国子委員) 今のパルセいいざかだったり、テルサだったりなのですからけれども、予約しようと思うと面倒くさいのです。最初に自分の団体名とか名称とか、そういうのを入れてからなので、文化センターはもう予約取らなくなりますけれども、文化センターとか青少年会館みたいにカレンダーが先に出てきて、空いているか空いていないかが分かれば簡単に予約できると思うのです。空いていたら自分の名前をそれから入れるというふうに。だから、一般の利用で結果が終わって、空いているときには予約したいなんていうときには、今のシステムだとほんと面倒くさいのです。結局名前とか全部入れて、駄目でしたよと、こうなるのです。なので、カレンダーを先に出すような、そういう予約システムにしてもらえばいいなというふうに思っていました。

(小松良行委員長) 要望かい。

(村山国子委員) はい。でも、ちょっと意見があれば。

(生涯学習課長) システムについてはこれからという形になりますが、なるべく視覚的に分かりやす

い形で、スムーズに利用ができるような形にしたいと考えております。

(根本雅昭委員) 駐車場先ほどありましたけれども、2点ほど分からないので、お伺いしたいのですが、実際に運営のときにはしっかりするとは思いますが、念のため。入庫時間、8時ちょうどと午後9時30分ちょうどに入庫した場合にはどちらの使用料になるのか、入庫3時間無料になるのか、課金されるのか教えていただければと思います。それが1点と、あと割引はQR割引券発行機というものを使用するということですか。前回の資料にメーカーさん出ていましたけれども、QR割引券の発行機をどこかに設置するということなのかの2点をお伺いしたいと思います。

(管財課複合市民施設係長) 1点目の入庫時間につきましては、ちょっとシステムはどういうふうな形なのかなのですが、基本的な考え方としては、8時半からの市役所の本庁舎の開館時間に合わせて、いらっしゃる方向けなので、基本的には8時に入庫された方は減免の対象でいいのかなというふうに個人的には思うのですが。

あとは、QR割引券の件につきましては、現時点で、今現在入札した事業者のほうが決めたばかりということで、まだちょっと細かい部分協議ができていない状態ですので、今後順にお示しできればというふうに考えております。

(根本雅昭委員) 分かりました。割引今後ということで、先ほど浦野さんからありましたけれども、分かりやすいようにお願いできればというのが1点と、あと入庫時間、両方とも8時と9時半で、特に9時半に入った方ですかね、どっちなのか、ぎりぎりに来るほうがあれなのでしょうけれども、9時半入庫で、片方は3時間無料ですと、片方は課金されますよなので、ここの重なっている時間ちょっと分かりやすくしていただけたらというふうに思います。どっちでもいいと思うのですが。要望というか、お願いします。意外とぎりの方いるかもしれないので。

(真田広志委員) 先ほどの使用料の話なのだけれども、市民会館も使っていたのだけれども、私なんかは文化センターなんか近から、文化センターは小ホールなんか350人ぐらい入って、400人ぐらい入ってこの料金程度なのですよ。今回は150人程度になっていますよね。視聴覚室みたいなところで100人ぐらい入って4,000円ぐらいかかっていたのです。そういった意味でもすみ分けとかしっかり考えていったほうがいいな。それは料金設定なんか一つなのだろうなという。稼働率をどのように上げていくかということはやっぱりしっかり考えていく必要があるのかな。逆に関係団体の利用が意外と公の施設というのは多いことがあって、一般利用のことってあんまりそれほど考えなくても今までやってこれた。やってこれたということはよくない。やってこれたと言い切ってしまうといいのかどうか分からないのだけれども、やっぱりその辺もしっかり考えていく必要性ってあるのではないかなとは思っていますので、なおその辺もしっかり検討していただきたいなというふうに思います。

(小松良行委員長) そのほかございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) ほかに質問がないようですので、以上で当局説明を終了いたします。

当局退席のため、暫時休憩いたします。

午後2時35分 休 憩

午後2時36分 再 開

(小松良行委員長) 委員会を再開いたします。

まず、2月開催の委員会におきまして、当局説明の意見開陳におきまして、委員の皆さんから今後さらに確認が必要なこと等についてご意見を出していただきましたけれども、後藤委員と川又委員のほうからご意見をいただき、常任委員会室の音響機器等の仕様については、前回の委員会でも当局より説明がございましたけれども、設計当時とほぼ変わらない最新のものを選定中である旨の確認が取れましたので、改めてご報告申し上げます。

なお、村山委員からご意見であった議場の多目的利用の件と、あと佐藤勢委員からのご意見でありました行政視察の件については、ただいま正副手元で調整中ですので、準備が整い次第、改めてご協議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

では、ただいま当局からお受けになりました説明等に関します意見の開陳などございましたらご発言願います。

今後さらに確認が必要なことや委員会として調査、検討すべきと思われることなどご意見がございましたら、その他でありますけれども、ご発言をいただきたいと思いますっておりますけれども、その他も今のところございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) なければ、それでは本日いただいた様々なやり取り、協議がございましたけれども、それらもしっかりと今後整理させていただきたいと思っております。

正副委員長からは以上でございますので、皆さんから何かございますか。その他のその他になります。何かございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) なければ、以上で本日の複合市民施設に関する調査特別委員会を閉会いたします。

午後2時38分 散 会

複合市民施設に関する調査特別委員長 小 松 良 行